

水沢南地区センター利用について（令和3年4月1日より）

1. 申込方法と使用方法

①予約受付開始期間

使用申込は、原則として使用日の2ヵ月前から受け付けます。

（4月分は定期利用団体調整会議後の受付のため、1ヶ月前から予約開始となります）

②電話・窓口対応時間

予約は正月連休を除く、月曜日～土曜日8:30～21:00となります。

祝日及び日曜日の17:00～21:00の予約については、1週間前までの申し込みが必要です。

③予約方法

電話または窓口にて職員に「利用団体名」「利用日」「利用時間」「利用施設」「利用人数」を言い、予約してください。

使用する前日までに「水沢南地区センター使用(変更)許可申請書」(2枚綴り)を提出してください。定期利用団体は申請書不要。

※講堂(体育館)、音楽室については、利用頻度が多いため原則として1団体、月2回、1回の使用時間は2時間までとし、当日に空いている場合は時間延長できます。

※市、市関係団体、定期利用団体等は年度開始前の年間予定表に基づく。但し、振興会事業、選挙等は最優先とさせていただきます。

④使用開始(使用当日)

使用前は必ず事務室まで申し出てください。

※予約をキャンセル・変更する場合は、必ず地区センターまで連絡してください。

※2日前までにキャンセルのご連絡がない場合は、申請した分の施設利用料を請求させていただきます。

⑤使用后

使用後は「水沢南地区センター使用状況報告書」を事務所へ提出し、窓口でお支払いください。振込をご希望の方は申し出てください。

⑥使用許可できない場合

公の秩序または、善良な風俗を害するおそれがあるとき。

施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。

小学生・中学生・高校生のみで使用する時。(先生、監督、指導者、父兄同伴の立合いが必要)

2. 使用時間・休館日

① 使用時間 … 午前8時30分～午後9時まで

② 休館日 … 12月29日～翌年1月3日まで

3. 使用上の注意

① 利用人数は、安全面を考慮し、2名以上に限ります。

② 地区センター全館禁煙となります。

③ 給湯室には、食器類が備えてありますので、使用後は、必ず洗って元に戻してください。

- ④ 退出するときは戸締り、火気(ガスの元栓)、電気、水道、冷暖房のスイッチ等を必ず確認・点検を行ってください。和室のストーブ脇に座布団を収納する場合は、ストーブから離して収納するようお願いします。
- ⑤ 冷暖房は適温で、ご使用いただきますようお願いいたします。
- ⑥ 使用後は必ず清掃をし、飲食した場合には、ごみは必ず持ち帰り、机等を必ず拭き、備品は元の場所に返し、予約時間内に退出してください。
- ⑦ ヨガの団体は、必ずヨガマット又は同等の物を使用してください。
- ⑧ 講堂でのソフトボール等の硬いボール、サッカーボールは禁止しています。ネットや防具等を持参する場合は、使用可能としますが、施設の破損等無いようにお願いします。破損等があった場合は実費弁償とします。
- ⑨ 自動車、自転車は必ず定められた場所に置いてください。

4. 施設使用料と減免申請 (単位：1時間あたり)

区分/部屋	施設使用料	付加使用利用		
		冷暖房	照明	I H
会議室 1	200 円	100 円	—	—
会議室 2	200 円	100 円	—	—
コミュニティ室	200 円	100 円	—	—
和室 1	200 円	100 円	—	—
和室 2	200 円	100 円	—	—
音楽室	400 円	200 円	—	—
調理室	200 円	100 円	—	100 円
講堂 (全面)	600 円	設備無し	200 円	—
講堂 (半面)	300 円		100 円	—

注)・給湯室のガスコンロ・給湯器の使用は無料です。ガス使用時はその場を離れないようにお願いします。

5. 減免基準

区 分	基本使用料	付加使用料
奥州市、振興会、町内会、市からの委託団体、保育園、小・中学(学校印必要)、老人クラブ、〇〇育成会等	減免	減免
子供会、障害者支援団体、社会福祉法人、非営利団体等、芸文協、地区の課題解決に取り組む団体等	減免	減免なし
国、県、市内の高校、市内の社会教育団体、趣味やサークル等(趣味やサークルは団体申請必要)父母会、〇〇協会	50%減免	減免なし
個人(市内)	減免なし	減免なし
個人(市外)	2倍	減免なし
営利目的の団体(市内)ピアノ教室、会社(福利厚生以外)	3倍	減免なし
営利目的の団体(市外)	5倍	減免なし

注) 複数の人数でも、団体として活動していない場合は個人扱いとなります。

※団体として新規申請する場合は「指定登録団体」申請書等の提出をお願いします。